



広報

しょうわ

No. 364

平成20年
2008

2月号

FEBRUARY

青空と緑と産業のまち

Public Relations SHOWA Town



新成人おめでとう！！

1月13日（日）平成20年第61回昭和町成人式が総合会館を会場に開催されました。

今年新たに大人の仲間入りをしたみなさんは、235名です。出席したみなさんは、久しぶりに会った友達や恩師の方と、昔の話をしたり記念写真を撮ったりと盛り上がっていました。

CONTENTS (おもな内容)

- 税の申告のお知らせ
- 4月から後期高齢者医療制度が始まります
- 昭和町消防出初式
- 昭和町営常永団地第2期計画を見直します
- 教育昭和No. 105

QRコード（二次元バーコード）の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のQRコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇨



税の申告のお知らせ

2月18日(月)～3月17日(月)が申告期間です

平成19年分所得税の確定申告と平成20年度町民税・県民税・国民健康保険税等の申告及び市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除の申告(町県民税の住宅ローン控除)

申告会場 申告相談会場は役場庁舎裏別棟2階会議室です。相談の必要がなく、申告書の提出だけの場合は、役場庁舎1階の税務課窓口へどうぞ

相談受付時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時(混雑状況により受付時間が繰上がる場合があります)
・混雑を避けるため地区別申告相談日を設けています。

***町県民税の住宅ローン控除……**所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税が減少した結果、所得税の住宅ローン控除が減ってしまった方が対象

(詳細は、広報しょうわ1月号または町ホームページをご覧ください)

町民税・県民税の申告が必要な方

町では、前年の状況等をもとに、申告が必要と思われる方に申告書をお送りしますが、申告書が届かない場合でも、申告が必要な方もいると思われます。ご自分の収入などを確認して、早めの申告をお願いします。

①平成20年1月1日現在、昭和町内に住んでいる方

*ただし、次に該当する方は除きます。

- 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- 町内に住んでいる方の扶養親族となっている方
- 年末調整が済んでいる給与所得者で、支払者から税務課に給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金のみを支給されている方で、支払者から支払報告書が提出されている方
- 平成19年中に所得がなかった方

②所得がなくても次にあてはまる方

- 国民健康保険に加入している方
- 所得証明、課税(非課税)証明等を必要とする方

申告をしないと次のことが受けられない場合があります

- 介護保険各種減免証の交付、高額介護サービス費の非課税世帯の適用
- 国民健康保険税の軽減、高齢受給者証や老人保健法医療受給者証自己負担割合、高額療養費自己負担限度額、入院時食事負担額の各判定

年金収入がある方へ

- 年金収入から所得税が源泉徴収されている方は、確定申告により所得税の精算が必要です。
- 所得税が源泉徴収されていない方でも、町・県民税が課税される場合がありますが、役場で、社会保険料や地震保険料などの所得控除の申告をすると、町・県民税が少なくなる場合があります。

問合せ 役場税務課 住民税係(☎275-8265)

会場	月日
昭和町役場 別棟2階会議室	2月29日(金)
甲府市総合 市民会館	2月18日(月)～ 2月29日(金) 23日(土)は除く

*時間はいずれも、
午前10時～12時
午後1時～4時

税理士会による、小規模納税者のための無料申告相談会を開催いたします。
◎小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告を対象としています。
◎所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡所得及び贈与税の相談の方はご遠慮ください。

税理士会の無料申告相談会

地区別申告相談日程表

相談日	対象地区
2月18日(月) ～ 2月22日(金)	西条一区 西条二区 清水新居
2月25日(月) ～ 2月29日(金)	西条新田 押越 河東中島
3月3日(月) ～ 3月7日(金)	紙漉阿原 築地新居 飯喰 河西
3月10日(月) ～ 3月17日(月)	上河東 上河東二区

問合せ 役場税務課 住民税係
(☎275-8265)

*本年は3月2日の日曜日に限り申告相談及び申告の受付を申告相談会場で行います。地区の限定はありません。

所得税の確定申告が必要な方

○事業所得や不動産所得等がある方

平成 19 年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除額を超える方

○給与所得者で次に該当する方

- ①平成 19 年中の給与の収入金額が、2,000 万円を超える方
- ② 1 か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える方
- ③ 2 か所以上から給与の支払いを受けている方で、年末調整をされなかった給与等の収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える方 等

○平成 19 年中に土地や建物等の不動産を譲渡した方や、ゴルフ会員権や株式等の資産を譲渡した方

なお、株式の譲渡については、証券会社の特定口座で源泉徴収を選択している場合を除きます。

* 申告不要の上場株式の配当または譲渡所得があった方は、確定申告をすると税金が還付される場合がありますが、この場合の所得が、所得金額に算入されますので、国民健康保険税や介護保険料、老人医療の自己負担区分などが変更になる場合があります。

所得税の還付が受けられる方

次に該当する方は、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられることができる方
- ②年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方 ③総合課税の配当所得や原稿料などがある方

甲府税務署の申告書作成会場

町の申告相談会場には税務署職員はいません。雑損控除のある方、青色申告の方、株式の譲渡所得、土地の譲渡所得（収用事業を除く）がある方で相談が必要な方は、税務署の申告指導をご利用ください。

開設期間

1月21日(月)～3月31日(月)土、日曜及び祝日を除く。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)は開設します。

* 上記期間中、甲府税務署庁舎内には申告書作成会場は設置してありません。

時 間 午前9時～午後5時 場 所 甲府市中央1-5-2 甲府銀座ビル(旧トポス)3階(駐車場はありません)

* 2月15日(金)までは、給与所得者、年金所得者の還付申告書作成等ができます。

問合せ 甲府税務署 (☎ 233-3111) (代)

電子申告をされる方へ (e-Taxでカンタン申告)

電子申告により所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合に限り、所得税から、5,000円(その年分の所得税額を限度)を控除(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)できるようになります。

電子申請を行うには、以下のものが必要になります

- ①インターネット接続可能なパソコン
 - ②住民基本台帳カード(申請から発行まで2週間程度かかります。発行手数料500円)
 - ③公的個人認証サービスによる電子証明書(手数料500円)
 - ④カードリーダーライター(家電量販店やインターネット販売で購入できます)
- 詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。
 【電子証明書(公的個人認証サービス)】
<http://www.jpki.go.jp/index.html>
 【e-Tax(国税電子申告・納税システム)】
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
 住基カード、電子証明書の取得方法については、役場町民窓口課町民係までお問合せください。(☎ 275-8264)

申告の時に持ちいただくもの

該当する方	持 ち 物
全 員	印鑑
	社会保険料(国民健康保険税、国民年金等)の領収書または証明書 *国民年金保険料の控除証明書と領収書は忘れずにお持ちください
	生命保険や地震保険・旧長期損害保険の控除証明書など
	本人名義の預貯金口座番号の分かるもの (所得税の還付がある場合必要)
給 与 所 得 者	源泉徴収票(原本)または給与支払明細書
公的年金等受給者	源泉徴収票(原本)
事 業 所 得 者	仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書
農 業 所 得 者	農業所得計算書・出荷証明書
上記以外の所得がある方	その収入や必要経費が分かる書類
本人または扶養親族が障害者の方	身体障害者手帳など
医療費控除を受けようとする方	医療費の領収書または支払証明書(医療費通知は証明になりません)及び保険などで補てんされた金額の明細書 「医療費の明細書」への記入が必要となります。
寄付金控除を受けようとする方	特定団体へ支出した寄付金の領収書

4月から後期高齢者医療制度が始まります

これまでは、75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

山梨県後期高齢者医療広域連合では、11月22日に広域連合議会を開催し、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の医療給付や保険事業、保険料などに関する「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が可決されました。

保険料は被保険者全員が納めます

後期高齢者医療制度の保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（応益分）と被保険者の所得に応じて決まる所得割額（応能分）の合計額となります。

山梨県の保険料 (平成20・21年)	=	均等割額 38,710円	+	所得割額 (所得 - 33万円) × 7.28%
------------------------------	---	------------------------	---	------------------------------------

保険料は2年ごとに見直されます。

保険料の賦課限度額は年50万円です。

このような方は保険料が軽減されます

○所得の低い世帯の方

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の前年所得を合計した額が、次の表に示す基準以下の方に対して均等割額が軽減されます。なお、所得の算定で収入が公的年金である場合は、当該年金収入から公的年金控除と高齢者特別控除額（15万円）を控除した額が軽減判定用所得となります。

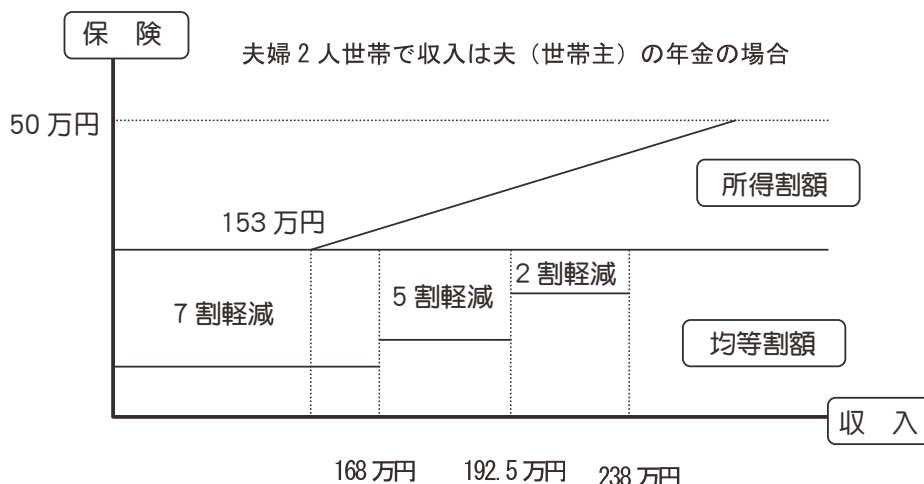
世帯の総所得金額等	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	7割軽減	11,613円
33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5割軽減	19,355円
33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数	2割軽減	30,968円

○後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険の被保険者であった方

後期高齢者医療制度に加入する直前に健康保険などの被扶養者だった方については、被保険者の資格を得た日のある月から2年間保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

*平成20年4月から平成21年3月までは保険料の負担凍結により、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは保険料が9割軽減される予定です。

保険料の収入によるイメージ



子育て支援医療・重度心身障害者医療・ひとり親医療の受給者へ

医療費の窓口無料化が始まります

本年4月から、子育て支援・重度心身障害者・ひとり親医療費助成の窓口無料化が始まります。

これまで、医療機関の窓口で支払った医療費については、医療費助成金請求書に基づき助成をしていましたが、「窓口無料化」が始まると、これまでのように請求書を提出していただくなくても、新たに交付される受給資格者証を医療機関の窓口で提示することにより、医療費（保険適用分）が無料になります。

* 国民健康保険加入の方は、健康保険税の未納のないようお願いいたします。

◎ 受給資格者証の提示が必要です

窓口無料化では、医療機関の窓口で健康保険証と、受給資格者証を提示していただきます。健康保険証と受給資格者証の提示がない場合は、無料にはなりません。健康保険証と同じように、受診するたびに医療機関の窓口で受給資格者証を提示していただく必要があります。

なお、受給資格者証の忘れ・相違等で窓口負担をした場合は、従来通りの方法により請求してください。

◎ 窓口無料の対象にならない医療費があります

県外の医療機関で受診した医療費、はり・きゅう・柔道整復師・マッサージ等に係る療養費は窓口無料の対象にはなりません。助成を受ける場合は、従来どおりの方法により請求してください。

また、小学生以下の児童に助成している入院時の食事代についても、従来どおりの方法により請求してください。

◎ 新しい受給資格者証が交付されます

窓口無料化に先立ち、3月下旬頃に新たな受給資格者証を郵送いたします。新たな受給資格者証には保険情報が記載されますので、申請してある保険情報に変更がある方は前もって届出をしてください。

* 窓口無料化は、平成20年4月1日診療分から実施されます

問合せ 役場町民窓口課 子育て支援担当 (☎ 275-8264) 役場福祉課 重度心身障害者・ひとり親担当 (☎ 275-8784)

子育て支援医療費助成金申請書提出時のお願い

[対象小児]

入院・通院とも12歳に到達する年度の末日（3月31日）の診療分までが対象です。

* 注意してください

①領収書は月ごと・医療機関ごとにひとつにまとめてください。（通院と入院も分ける）

②領収書での請求は、ホチキスではなく裏面へのり付けをお願いします。

③領収書は受診日・受診者名・診療点数の記載のあるものに限りませす。

④レシート（受診日・受診者名・診療点数・医療機関名記載無し）での請求は出来ません。

⑤高額な入院費がかかった時、高額医療費・付加給付費の対象となる場合があります。対象者の方には役場から連絡が行くことがあります。また、その場合支払いまでに多少日数がかかりますのでご了承ください。

⑥請求出来る期間は、診療月から2年以内です。

⑦月の10日までに提出していただいたものは、その月の末日の支払いになります。

問合せ 役場町民窓口課 子育て支援担当 (☎ 275-8264)

国保

だより

NO.42



国保被保険者 加入世帯 3,010 世帯 被保険者 6,000 人 平成 19 年 12 月末現在

シリーズ『医療制度改革』No. 3



平成 20 年 4 月から国民健康保険が変わります。

みなさんが安心して医療を受けられる仕組みを維持していくための改革です。

国民健康保険税の算定方法等が変わります

みなさんから納めていただく国民健康保険税は、国からの補助金等と併せて昭和町の国民健康保険加入者の医療費等に使われています。

平成 20 年度から 75 歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度がはじまり、これらの方々は、この独立した新たな保険制度のもとで保険料を支払い、医療を受けることになります。

これに伴い、75 歳以上という医療費負担が重くなる後期高齢者医療制度を支えていくために、他の医療保険者（国民健康保険、各社会保険）が支援する仕組みがとられました。この、各保険者が、後期高齢者医療制度を支援するために負担する費用を「後期高齢者支援金」と言います。

これまで、国民健康保険税は、加入者の使った医療費に充てるための「医療」分と 40 歳から 64 歳までの加入者が負担する「介護」分の合計額となっていました。平成 20 年度からはこれらに「後期高齢者支援金」分が加わります。



平成 19 年度まで
医療分
介護分(40 歳から 64 歳までの方のみ)



平成 20 年度から
医療分
後期高齢者支援分
介護分(40 歳から 64 歳までの方のみ)

そして医療・後期高齢者支援・介護のそれぞれに所得割、資産割の率 均等割、平等割の金額が決められることになります。



また、平成 20 年度から国民健康保険加入者の 40 歳以上の方に特定健診の受診が義務づけられます。この健診結果により指導が必要と判断された方には特定保健指導が実施されることとなりますが、これらに必要な費用の確保もしなければなりません。また年々増えていく医療費負担に対応するため平成 16 年から据え置いていた税率、均等割額、平等割額も見直すことが必要となります。

保険税の徴収方法が変わります



平成 19 年度まで国民健康保険税は 4 月から 7 月までを仮算定、8 月から 3 月までを本算定としてそれぞれ納税通知書、または口座にて納めていただいていたが、平成 20 年度から 65 歳以上の方の国民健康保険税は以下の条件により年金からの天引き（特別徴収）になります。

- ◎世帯の国民健康保険加入者全員が 65 歳以上であること。
- ◎年金の支給額が年間 18 万円以上であること。
- ◎介護保険料と国民健康保険税を合計した金額が年金支給額の 2 分の 1 以下であること。

上記の条件に該当しない場合は 4 月から 6 月までの 3 回を仮算定、7 月から 3 月までの 9 回を本算定として納税通知書等にて納めていただきます。

後期高齢者医療制度の保険料が年金からの特別徴収になることにより、国民健康保険も同様の取り扱いとするためです。



確定申告には！

国民健康保険税納付額のお知らせをご利用ください

昨年 1 月～ 12 月までに納めていただいた国民健康保険税は、確定申告の際に社会保険料控除として所得から差し引かれます。

支払った国民健康保険税額を知りたい場合は、役場町民窓口課に「国民健康保険税納付額のお知らせ」を申請してください。

* ご本人、同居の家族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

また、役場に来られない場合も、前もって連絡をいただければご自宅へ郵送いたします。（勤務先等へは郵送できません）いずれも手数料はかかりません。

支払った税額についての電話での問合せは、地方公務員法及び昭和町個人情報保護条例に基づきお答えできませんので、ご了承ください。

国保の届出を忘れずに（次のような時は 14 日以内に役場に届出てください）

国民健康保険に加入するとき

- 他の市町村から転入したとき
- 職場の健康保険をやめたとき
- 子どもが生まれたとき

国民健康保険をやめるとき

- 他の市町村へ転出したとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 死亡したとき

その他

- 同じ町内で地区が変わったとき
- 世帯主や氏名が変わったとき
- 世帯が一緒になったり分けられたりしたとき

* 特に職場の保険に加入したりやめた場合、職場と役場の両方に届出が必要です。

問合せ 役場町民窓口課 国民健康保険係 (☎ 275-8264)



HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは、
役場いきいき健康課 健康増進係 (☎ 275-8785)

乳

児健康診査

実施日	該当児	受付時間
2月27日 (水)	平成19年4月生まれ	午後1時～1時15分
	平成19年10月生まれ	午後2時～2時15分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育

児教室

実 施 日 2月5日(火)
受付時間 午前9時10分～9時20分
該 当 児 平成19年11月生まれのお子さん
*対象児には、個別通知をいたします。
次回3月4日(火)(平成19年12月生まれのお子さん)
*詳しくは、個別通知をご覧ください。

1

歳6ヵ月児健康診査

実 施 日 2月21日(木)
受付時間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該 当 児 平成18年6月～7月生まれのお子さん及び
前回未受診のお子さん
*詳しくは個別通知をご覧ください。

母

と子のすくすく相談室

日 時	会 場
2月12日(火) 午前10時～11時30分	総合会館
2月25日(月) 午前10時～11時30分	児童センター「ゆめてらす」

対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師がご相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
*育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

母

子手帳交付及び一般健康相談

日 時 2月7日(木) 午前9時～11時30分
2月18日(月) 午後1時30分～4時
2月26日(火) 午前9時～11時30分

場 所 総合会館
*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*子宮がん検診の今年度の受診期限は2月末までです。
既に受診票をお持ちの方は、お急ぎください。なお、来年度のお申込み受付は4月から行います。
*総合健診結果報告会に来られなかった方には、結果表をお渡ししています。

湯

ったり健康相談

日 時 2月14日(木) 午前10時～11時45分
場 所 総合会館娯楽室

*湯ったり健康相談は、65歳以上の方を対象に、血圧測定などの健康相談を行っています。
*温泉施設内、娯楽室(休憩室)で行っています。温泉を利用しない方もお気軽にお立ち寄りください。

パ

パママ学級

対象者 町内にお住まいの妊婦5ヵ月以降の方
実施日 2月16日(土) 午後1時30分～4時
場 所 総合会館
定 員 10組程度(初産の方が優先になります)
*事前にお申込みが必要です。

二

種混合(ジフテリア・破傷風) 予防接種

5月10日付けで小学校6年生を対象に、二種混合(ジフテリア・破傷風) 予防接種の接種券及び予診票を送付しましたが、まだ接種されていない方は、接種券に記載されている3月31日までに接種されますようお願いいたします。
*未接種の方で、接種券・予診票がお手元ない方は、上記健康相談の日においでください。

お 知 ら せ

- ・子宮がん検診を申込みされた方は、早期にお受けください。有効期限は2月末です。
- ・町で実施している定期の予防接種は対象年齢や受け方が決められています。年齢や接種間隔などを確認し、受け忘れないようにしましょう。
- ・3月上旬の予定
- ・健康相談 3月5日(水) 午前9時～11時30分母子手帳交付及び一般健康相談

みなさんの

健康

インフルエンザの 予防対策とお願い

山梨大学医学部附属病院
感染対策専門員 看護師長 堀口 まり子

今年インフルエンザの流行時期が全国的に例年より早くなっています。インフルエンザは「飛沫感染」です。「飛沫感染」とはインフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをした時に「口」から出たインフルエンザウイルスが、別の人の「鼻」や「口」に吸い込まれることによって感染することです。インフルエンザに感染すると、1～3日の潜伏期間ののち急激な体温の上昇と咳や寒気、関節の痛みなどの風邪症状が現れます。通常の風邪と違うのは、急激な体温上昇です。

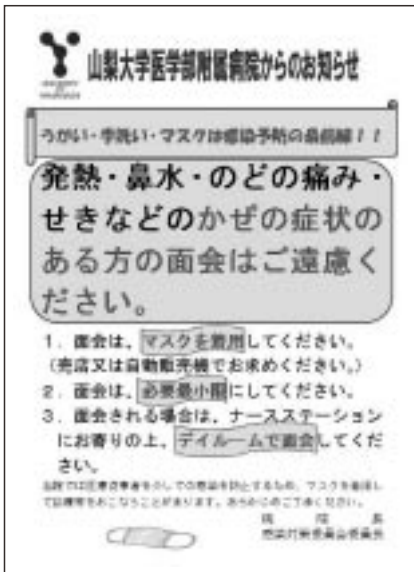
インフルエンザの有効な予防策は、①インフルエンザワクチンの接種 ②日頃からのうがい、手洗い（特に外出先から帰宅した時。感染は「手」からとも言われています。手洗いもインフルエンザを予防するために有効です。）③マスクの着用〔自分に咳など風邪症状がある、周囲に咳をする人がいる、家族に風邪気味の方がいる（特に中学校・小学校・幼稚園・保育園などでインフルエンザが発生している場合）〕④咳エチケットの実施です。咳エチケットとは、咳・くしゃみの時は鼻や口を覆うこと、マスクがない時はティッシュやハンカチを使うこと、咳やくしゃみを手で覆った後は手洗いを行うことです。インフルエンザが発症するまで潜伏期間があることは前述しましたが、この期間は症状がないため、日頃から咳エチケットを実施することは、他の人への感染を予防するのに役立ちます。

病院に入院している患者さんは病気や治療のため抵抗力が弱く、インフルエンザにかかりやすい状態です。もし、患者さんがインフルエンザにかかってしまうと治療を一時中止し、他の入院患者さんと接触しないよう個室に移動していただくか一時退院をしていただくこととなります。また、一人の患者さんから多くの患者さんにインフルエンザをうつしてしまうこともあります。

当院では、患者さんの安全のために面会制限をしています。面会に来られる方への注意点として、風邪の症状のある方の面会はしないでください。風邪の症状のない方はご自身の周囲にインフルエンザにかかった人がいないかを確認し、必ずマスクを着用して、面会室（デイルーム）で短時間での面会をお願いします。また大勢の方で面会に来ることは控えてください。子どもさんについては、ワクチンの接種をしてもインフルエンザにかかる可能性が高いと考えられています。小学生以下の子どもさんの面会をご遠慮ください。以上をお願いします。

昨年度よりインフルエンザの流行時期には面会制限の旨を記したポスターを正面玄関・入退院入口・各病棟入口に貼って、面会に来られた方々にご理解とご協力をお願いしています。休日には面会に来られた方々に対して面会制限と面会時のマスク着用へのご協力を院内放送にてお願いしています。

企画 財団法人 里仁会



山梨大学医学部附属病院からのお知らせ

うがい・手洗い・マスクは感染予防の最前線！！

発熱・鼻水・のどの痛み・せきなどのかぜの症状のある方の面会をご遠慮ください。

1. 面会は、**マスクを着用**してください。（病室又は自動販売機でお求めください。）
2. 面会は、**必要最小限**にしてください。
3. 面会される場合は、**ナースステーション**にお寄りの上、**デイルーム**で面会してください。

※面会には患者さんやご家族の方の感染予防のため、マスクを着用して入室する必要があります。あらかじめご了承ください。

山梨大学医学部附属病院 感染対策専門員 堀口 まり子

南甲府警察署通信

「いじめ」や「おどし」我慢していませんか？

「いじめ」や「おどし」にあったとき、親や学校の先生に話すと、**告げ口をしたことになり、仕返しされるのでは…**と恐れていませんか？

勇気を出してお父さん、お母さん、先生に「相談」する。
* 困っていることを大人に話すことは「告げ口」ではなく「相談」です。

子どもを守るのは保護者の責任

「いじめ」は発見が遅れると、「おどし」や「殺人」「自殺」にまでエスカレートするおそれがあります。

子どもの「SOSサイン」を早めにキャッチし、学校、警察等に相談しましょう。

～子どものSOSサイン～

- 服の汚れが激しくなる。
- 持ち物の破損が多くなる。
- 体に傷やアザができていく。
- 口数が少なくなる。
- 返事があいまいになる。

子どもを取り巻く環境の悪化をくい止め、浄化できるのは大人だけです。

地域の大人が警察などの関係機関と協力し、子どもに悪い影響を及ぼす様々な要因を排除しましょう。

問合せ 南甲府警察署生活安全課少年係
(☎243-0110 内線 272・273)

温水プールからお知らせ

＜ダンベル体操 参加者募集！＞

女性に人気抜群のプログラム！新陳代謝を高め、太りにくく痩せやすい身体をつくりまします。軽いダンベルを使った体操とソフトな筋力トレーニングを行います。参加者の方から大変好評をいただいている人気教室です！

講師 小林 先生
日 時 2月15日～3月28日 午後7時～8時 毎週金曜日 全7回
定 員 25名（定員になり次第締切ります）
持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。
申込み 2月9日（土）午前10時から受付いたします。

＜初心者水泳教室 参加者募集！＞

クロールで25m泳ぐことにチャレンジします！基本から丁寧に指導いたしますので安心してご参加ください。

講師 橋本 篤幸 先生
日 時 2月21日～3月14日 午後7時30分～8時30分 毎週木・金曜日 全8回
定 員 25名（定員になり次第締切ります）
持ち物 水着、スイミングキャップ、タオルをご用意ください。
申込み 2月16日（土）午前10時から受付いたします。
対 象 町内在住の18歳以上の方（高校生を除く）
受講料 無料（ただし利用券が必要です）
申込み 電話またはプールのフロントにて先着順になります。（電話でのお申込みはつながりにくい場合がございます）


問合せ 町立温水プール（☎275-9811）

注 意 妊婦の方及びお子様連れでの参加はできません。
参加するご本人またはご家族の方がお申込みください。

2月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成 20年 2008
 まさらぎ
 如月 FEB

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT	
<p>土砂による土地の埋立て、盛土、土砂の堆積を行う場合は知事の許可が必要です</p> <p>土砂の崩壊・流出などによる災害の発生を防止するため、「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」が施行されました。3,000平方メートル以上の区域で「土砂による土地の埋立て」「盛土」「土砂の堆積」を行う場合は知事の許可が必要です。</p> <p>知事の許可を得ずに「土砂による土地の埋立て」「盛土」「土砂の堆積」を行うと、罰則が科される場合があります。</p> <p>「土砂による土地の埋立て」「盛土」「土砂の堆積」を行う場合は、あらかじめ許可申請を行い、知事の許可を受けてください。詳しくは、山梨県森林整備課 (☎ 223-1645)</p>						1 赤口	2 先勝
3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 先勝	8 友引	9 先負	
* 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター休館	* 図書館・温水プール・総合体育館休館		* 町長と語らいのとき		* 消費生活無料相談 (中央公民館 午前10時~正午)	* 役場閉庁 * 児童館・児童センター午前開館 * おはなし会 (図書館午前11時~)	
10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	
* 役場閉庁 * 児童館・児童センター休館	* 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール・総合体育館休館		* じどうかんみん なであそぼう (午前10時30分~11時30分) * 心配ごと相談			* 役場閉庁 * 児童館・児童センター午前開館	
17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	
* 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター休館	* 図書館・温水プール・総合体育館休館		* 行政相談 * ボカシつくり会 (総合会館裏午後1時~)	* おはなし会 (図書館午前11時)	* 障害児出張相談 (総合会館 午後1時30分~4時)	* 役場閉庁 * 児童館・児童センター午前開館 * アニメ映画会 (図書館午後2時) * 定例結婚相談	
24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安		
* 役場閉庁 * 児童館・児童センター休館 * 図書館まつり (午前10時~)	* 総合会館温泉・図書館・温水プール・総合体育館休館	* ふれあいランチ	* じどうかんみん なであそぼう (午前10時30分~11時30分) * 心配ごと相談		* 図書館休館		

2月のゴミ収集日	地区	全地区 (西条地区・押原地区・常永地区)		
	ゴミの区分			
	もえるゴミ (毎週月・木曜日)	4日・7日・12日・14日・18日・21日・25日・28日		
	もえないゴミ アルミ・スチール缶	第1・2・3水曜日 (6日・13日・20日)		
	粗大ゴミ	第4水曜日 (27日) エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区 第1水曜日 (6日)	押原地区 第2水曜日 (13日)	常永地区 第3水曜日 (20日)	
◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます)				
◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2カ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。				

* もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。

* 必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。

* 収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。

* 収集日の当日午前8時30分までに出してください。

* 燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。

* 引越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境経済課へご相談ください。環境経済課 (☎ 275-8355)

太陽光発電 住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。
 助成金制度 予算残額は4,861千円【1月10日現在】 問 役場環境経済課 (☎ 275-8355)

新成人のみなさん、おめでとう！



▲新成人を代表して名執慎哉さんが「誓いのことば」を述べました。



▲石原早希さんと玉川義樹さんが、代表して記念品を受け取りました。

1月13日(日)、総合会館において平成20年第61回昭和町成人式が行われました。

今年は、235名のみなさんが新成人となりました。

式典では、代表の名執さんが「誓いのことば」を述べ、スーツやあでやかな振袖に身を包んだみなさんが、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。

中澤 僚輔	秋山 翼	町外	五味 裕希	河野 西	塩川 明	清水新居	新成人の方を紹介いたします。(敬称略)	きませんでした	1月号に掲載で	広報しょうわ	成人者名簿
-------	------	----	-------	------	------	------	---------------------	---------	---------	--------	-------

平成19年中学生の税についての作文



12月5日(水)「平成19年中学生の税についての作文」コンクールの表彰式が行われました。

表彰されたのは、押原中学校2年生の戸倉^{まや}茉耶さん(写真)で、「税金とつながる私」と題した作品が、甲府税務署長賞を受賞しました。

作品には、お母さんとの日常会話の中から、「税金が教育費に使われ、毎日豊かな生活が出来ることへの感謝」が書かれています。

フォークダンス部創立10周年記念交流会！

11月14日(水)町文化協会フォークダンス部が、創立10周年を記念して交流会を開催しました。

総合会館で行われた交流会は、近隣のフォークダンスサークルのみなさんにも参加していただき、相互交流を深めました。

フォークダンス部では、部員を募集しています。健康的にフォークダンスを楽しみ、心とおさるサークルです。

入部希望の方は、町教育委員会生涯学習課(☎275-8641)または、部長の松田さん(☎275-3541)まで



剪定枝のチップを配布しています

剪定枝粉碎処理車により粉碎したチップを、公共施設の植栽等に草押さえとして敷きつめていますが、希望される町民の方にも配布いたします。配布を希望される方は、業務時間内に役場環境経済課に住所・氏名・電話番号・持ちこられる日時・必要量を連絡してご利用ください。

常永公園西側に積込みができます。(運搬時にチップが飛び散らないようにシート、袋等を使用してください)

◆平日は、車に直接積込みが可能です。(職員が予め車止めを取る事が出来ます)

◆土・日・祭日は、車に直接積込む事は出来ません。(車止めを取る事が出来ませんので、容器等に入れて車まで運ぶ作業となります) 問合せ 役場環境経済課 (☎275-8355)

◇町長と語らいのとき

日時 2月6日(水)
午後1時30分～4時

場所 町長室

*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。

(☎275-8153)

◇行政改革に関する問合せ先

*電話または、Eメールで役場政策法制課まで

(☎275-8843)

seisaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

◇町へのご意見箱(ホームページ)

*ご意見やご要望、日頃町政についてお気づきのことを、町のホームページからお寄せください。

◆心配ごと相談

日時 2月13日・27日
毎月第2・4水曜日

午後1時30分～3時30分

場所 社会福祉協議会

*あらかじめ社会福祉法人昭和町協議会までご連絡ください。
(☎275-0640)

◆行政相談

日時 2月20日(水)
午後1時～3時

場所 町中央公民館2階

*直接会場へお越しください。お問合せは役場企画行政課まで(☎275-8154)

◇教育相談

日時 随時(水・金・土・日曜日、祝日は除く)
午前9時～午後4時

場所 町中央公民館2階

*直接会場へお越しください。問合せは、カウンセラーまで(☎275-6951)

◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時

場所 総合会館2階相談室

*直接会場へお越しください。お問合せは、社会福祉協議会事務局まで(☎275-1881)

*なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

お知らせ

◆ポカシつくり会

日時 2月20日(水)

場所 総合会館裏

時間 午後1時～

*不用犬・猫のお問合せは役場環境経済課まで(☎275-8355)

平成20年 昭和町消防出初式

1月6日(日)午前9時から押原中学校グラウンドにおいて、新年恒例の昭和町消防出初式が挙行されました。訓辞や表彰、機械器具の点検や各部による小型ポンプ及び本部ポンプ車による操法展示が行われ、日頃の訓練の成果を披露していました。



各種表彰者並びに感謝状贈呈者 (敬称略)

山梨県退職消防団員報償

消防庁長官 銀杯

前機長 築地新居 河野 浩次

前指導部長 築地新居 田中 要一

山梨県知事 金杯

前第8部部長 築地新居 澤登 真一

前第7部部長 紙漉阿原 田中 武彦

元第1部部長 西条一区 望月 生治

元第2部部長 西条二区 古屋 正樹

中北地域県民センター所長表彰

本部 指導部長 望月 英俊

山梨県消防協会会長表彰

(甲種功労章)

本部 機長 依田 秀秋

(乙種功労章)

本部 指導部長 遠藤 善照

第8部 部長 金丸 周二

第10部 部長 今村 圭一

第1部 団員 三井 浩樹

山梨県消防協会甲府地区支部長表彰

本部 指導部長 坂本 一成

第9部 部長 桐林 正則

第1部 乙要員 桑原 孝一

南甲府警察署長並びに県防犯協会南

甲府支部長表彰

本部 運転手長 萩原 勝彦

第2部 部長 小宮山利夫

第5部 部長 浅川 格

昭和町長表彰

第7部 部長 清水 文彦

第2部 団員 原 謙司

第5部 部長 浅川 格

第1部 部長 花形 和男

第2部 部長 小宮山利夫

第6部 部長 山下 弘信

第7部 部長 清水 文彦

第11部 部長 細田 浩司

第8部 部長 齊藤 玲

第10部 班長 秋山 浩

20年勤続表彰

本部 副団長 今村 力

15年勤続表彰

本部 副団長 堀之内 実

本部 機長 依田 秀秋

10年勤続表彰

本部 指導部長 望月 英俊

本部 運転手長 萩原 勝彦

第2部 団員 原 謙司

昭和町消防団長表彰

第3部 部長 小林 幸夫

第4部 部長 大木 和幸

第12部 部長 志村 隆

第1部 部長 角野 英樹

第2部 班長 立川 直康

第3部 班長 長田 善隆

5年勤続表彰

第10部 甲要員 田中 良幸

第3部 甲要員 笹本 孝明

第11部 班長 笠井 浩二

第6部 班長 田中 真児

第7部 班長 金子 壮一

第7部 班長 丹沢 辰也

第1部 運転手 三井 猛樹

第7部 甲要員 丹沢 隆一

第6部 乙要員 河澄雄一郎

第6部 乙要員 向山 裕二

第8部 乙要員 井上 智幸

第8部 乙要員 内藤 幸治

第9部 乙要員 相原 優

第10部 乙要員 樋口 康仁

第11部 乙要員 塚原 将文

第2部 団員 笠井 文仁

第5部 団員 畑野 健一

